

■建設工事等における入札・契約制度の改正説明会に係る質疑事項について

| 番号 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 内容 | 回答 |
|----|------|----------|------------------------------|---|---|
| 1 | 建設工事 | 総合評価落札方式 | 建設キャリアアップシステムの活用 | 当該評価では、「令和4年度以降、システム活用実績の評価を導入予定」と記載されているが、具体的な評価手法はどのように行うのか。また、証明するための書類は、何を提出するのか。 | CCUSの活用状況等を踏まえ、今後検討とします。 |
| 2 | 建設工事 | 総合評価落札方式 | 障害者雇用状況 | 建設関連業務では、「入札参加登録承認結果とする。ただし、入札参加登録時と変更があった場合、入札公告日における認証取得状況で評価する」と記載されているが、建設工事では、同様に改正を行わないのか。 | 建設工事の改正は行いません。 建設工事では毎年度、入札参加登録申請及び格付けの見直しを交互に行っており、登録情報を更新しています。一方、建設関連業務では、入札参加登録申請が2年に一度のため、2年前の登録情報が適用となり、応札者に不利となる状況が想定されることから、建設工事の場合と取扱いが異なります。 |
| 3 | 建設工事 | 総合評価落札方式 | 県内での企業の社会的責任等（CSR）の実績（過去2年間） | 評価対象の例示では、「事業所ぐるみでの献血運動」の活動内容の実績として、「工事箇所を所管する事務所管内に事業所を有し、かつ、同一管内での実績がある場合、優良とする」と記載されているが、「事業所」とは、本社・本店若しくは支店・営業所及び現場事務所等も含むのか。 | 本社・本店のみを対象とします。 |
| 4 | 建設工事 | 総合評価落札方式 | 生産性向上 | 「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」の追加工種『舗装工（切削オーバーレイ工）』では、「路面切削工」または「オーバーレイ工」のみのICT建設機械の施工による活用は対象となるのか。 | 舗装工（切削オーバーレイ工）については、「ICTの全面的活用」を実施する上での技術基準類に基づき、路面切削機によるICT建設機械による施工のみを対象としています。 |
| 5 | 建設工事 | 総合評価落札方式 | 生産性向上 | 施工プロセスについて、ICT建設機械による施工と3次元出来形管理等の施工管理を合わせて活用しないと本来の趣旨から異なるように思われるが、ICT建設機械による施工のみの活用でも提案できるのか。 | ICT建設機械による施工の活用のみでも提案できます。 |
| 6 | 建設関連 | 総合評価落札方式 | 同種業務の表彰実績 | 実績とする表彰の業種に、「測量又は設計」などの複数業種を指定することはできるのか。 | 実績とする表彰の業種は、当該業務と同業種（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計）のいずれかを指定します。 |

■建設工事等における入札・契約制度の改正説明会に係る質疑事項について

| 番号 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 内容 | 回答 |
|----|------|----------|----------------------|---|---|
| 7 | 建設関連 | 総合評価落札方式 | 地理的条件 | 裏付け確認資料では、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）の写しとしているが、登記事項証明書で証明できない場合の取扱いについても明記した方が良いのではないかと。 | 登記事項証明書で確認できない場合の取扱いについても明記する。公的に証明できる資料の写し（入札参加登録等、10年以上所在していることが確認できる資料の写し）をもって、確認することとします。 |
| 8 | 建設関連 | 総合評価落札方式 | 地理的条件 | 「入札参加登録に届け出のある本社・本店（主たる営業所）」と記載されているが、本社が県外で委任先として県内の営業所に委任した場合は、委任先が「主たる営業所」となるのか。 | 入札参加登録に届け出のある本社・本店を対象とするため「主たる営業所」の記載を削除します。 |
| 9 | 建設関連 | 総合評価落札方式 | 地理的条件 | 同一管内で所在地の移転を行っている場合、所在年数は、移転前の所在地も通算して含まれるのか。 | 含まれます。 |
| 10 | 建設関連 | 総合評価落札方式 | 専任性（管理技術者としての手持ち業務数） | 当該評価では、「開札日における当該業務を含めた手持ち業務の件数を自己申告で申請する。」と記載されているが、一時中止期間中の業務の取扱は、「当該入札公告日において、手持ち業務の中に一時中止期間中の業務がある場合は、当該評価の手持ち件数には含まない」と記載されている。基準日が開札日と入札公告日で混在していることからどちらか一方に合わせた方が良いのではないかと。 | 一時中止期間中の取扱いのみ入札公告日時点とします。一時中止については、受発注者双方の協議により行われることから、受注者が当該案件に応札する場合、開札日時点では、現在の手持ち業務が一時中止の状況であるか否か判断できないため。 |
| 11 | 建設関連 | 総合評価落札方式 | 専任性（管理技術者としての手持ち業務数） | 当該評価では、「当該業務の開札日の前日までに落札決定された他の業務は業務件数に含め、開札日以降に落札決定される他の業務は手持ち業務件数に含めないものとする。」と記載されているが、開札日の前日までに落札決定した案件を確認することは困難ではないかと。 | 確認方法は、入札参加資格票、TECRIS及び落札決定が分かる資料により確認するなど可能な限り確認します。 |
| 12 | 建設関連 | 総合評価落札方式 | 専任性（管理技術者としての手持ち業務数） | 今年度の取扱では、随意契約により契約した業務については、管理技術者としての手持ち業務件数に含まないこととしているが、令和3年4月1日以降は取扱は継続されるのか。 | 令和3年4月1日以降も継続とし、改めて通知を行うこととします。 |